

たまりん

の利用者へお願い



たまりんの利用案内（時刻表）は、役場1階住民課、2階生活環境安全課、たまりん車内で配布しています。ご利用ください。

問い合わせ先 生活環境安全課 ☎ 64-7708

お知らせ

玉村町役場 ☎ 65 2511(代) ☎ 65 2592

情報

下水道受益者申告書の提出は期間内に

上下水道課 ☎(65)6691
☎(65)8211

4月から、下水道が新たに使用できる区域に土地を所有または権利を有している人に対して、「下水道事業受益者負担金」が賦課されます。この負担金は下水道整備事業にかかる建設費の一部を皆さんに負担していただくもので、対象となる土地に対して1度だけ賦課されるものです。対象となる人に、受益者および対象となる土地を確認するため、4月上旬に「下水道受益者申告書」を送付しますので、期間内に必ず申告してください。

対象地区 下新田・後箇・上茂木・小泉・下之宮・箱石・南玉・福島・板井・上福島・樋越の一部地域

申告期間 森下地区以外

4月7日(土)～13日(金)

森下地区 4月14日(土)

～19日(木)

申告場所 水道庁舎 2階会議室

下水道受益者負担金決定通知書および納付書は、6月中旬に送付します。

公共下水道への早期接続のお願い

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善や河川、海などの公共用水域の水質保全といった役割をもつ重要な施設です。

町では、公共下水道の整備を積極的に進めています。また、下水道の接続率が高い地域などでは、家の周りにある排水路の浄化、蚊やハエなどの減少といった効果が現れています。

そのため、下水道が整備された供用開始区域内で、まだ下水道へ接続されていないご家庭は、なるべく早めに接続されますようお願いいたします。また法律により、くみ取り式便所の場合は、供用開始の日から3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続していただくことになっていきます。

総務課政策推進室 ☎ 65-7144
☎ 20-4308

解説します!! 自治基本条例

自治基本条例は「町の憲法」にあたる位置づけです。日本国憲法も前文から始まるように、玉村町の自治基本条例も前文から始まります。

(前文)

わたくしたちのまち玉村町は、遠く上毛三山を望み、利根川及び烏川の大河が流れ、広々とした田園風景と緑あふれる自然環境に恵まれています。また、この豊かな自然環境と例幣使道を始めとする歴史、文化及び伝統が調和した町として、近年、急激な人口増加を伴い発展してきました。

21世紀が幕開けし、地方分権社会や成熟社会の到来とともに価値観や社会情勢が大きく変化し、財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況におかれています。このような状況に対応するために、今まで築き上げてきた社会資本を基に、町の自然や文化など地域資源をいかして、更に住みよいまちを創り、後世に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたくしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再認識し、自らの意志によってまちづくりに参画するとともに、住民、議会及び町がそれぞれの責任と役割を自覚して、ともに協力して助け合い、まちづくりを進める必要があります。

ここに、わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念と目標を明らかにするとともに、住民の町政参画と協働のまちづくりに関する事項を定め、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、この条例を制定します。

【考え方】

前文は、まちづくりの理想像を示したもので、町の特性、町の目指す姿、制定の理由で構成され、条例制定に当たっての背景や基本的な考え方を述べています。活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、住民、議会、町がそれぞれの責任と役割を自覚しながら、協働によるまちづくりに努力しなければならないことを盛り込んだものです。

この条例の全ての条文では、平仮名で「わたくし」と表記しています。法令に用いる場合、漢字の「私」を使うことが望ましいとされていますが、住民の皆さんに、分かりやすく親しみを持っていただくために、あえて平仮名表記にしました。

政治倫理町民審査会委員を募集します

総務課 ☎64-7712

町民の信託を受けた町長と議員には、公人としての人格、見識および倫理が求められ、その地位や影響力を不正に行行使し自己の利益を図ることは強く禁止されています。町ではこれら公人が守るべき基準を条例で定め、この基準にふれる疑いがあるとき、必要な調査を行う町民審査会を設置しており、その委員を募集します。

資格 本町在住で、平成19年4月1日現在の年齢が満20歳以上 本町の他の審議会等の委員でないこと

任期 2年

募集人員 2人

応募方法 「玉村町の政治倫理について」400字以内にまとめ、履歴書とあわせて郵送または直接

締め切り 3月26日(月)

申し込み・問い合わせ 総務課行政係まで

町からのお知らせ放送中!!

町の行政情報をラヂオななみ(周波数FM77.3メガヘルツ)でお知らせしています。

月～金曜日

7:10 ~
13:25 ~
17:30 ~

ラジオでも聞いてください

戦没者等のご遺族の皆様へ

健康福祉課 ☎(64)7705

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第8回特別弔慰金)の請求を受け付けています。第6回・第7回特別弔慰金を受給された人は、第8回特別弔慰金の受給権を有するものと思われまのでご確認ください。

支給の対象者 平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける人(戦没者等の妻や父母など)がない場合に、次の順番に

よる先順位のご遺族お1人に特別弔慰金が支給されます。

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等と生計関係を有していた 父母 孫 祖母 兄弟姉妹
 4. 右記3以外の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
 5. 右記1から4以外の三親等内の親族
- (戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上、生計関係を有していた人に限られます)
- 支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債
- 請求期限 平成20年3月31日
- 請求窓口 健康福祉課
- 問い合わせ先 健康福祉局 国保援護課 ☎027(226)267

1月の火災・救急発生件数

区分		1月	H19年累計(1月)
火災	建物	2	2
	車両	0	0
	その他	0	0
	計	2	2
救急	急病	49	49
	交通	10	10
	その他	9	9
	計	68	68

<火災と救急・救助は☎119>

火災情報テレホンサービス ☎0180-99-2999
伊勢崎・玉村町の火災発生状況が音声で流れます。

救急病院等案内テレホンサービス ☎23-1299
症状に応じて、県内の救急病院などを24時間対応で紹介します。

1月の犯罪(泥棒)・交通事故発生件数

(暫定値)

区分		1月	H19年累計(1月)
犯罪(泥棒)	空き巣(住宅)	6	6
	空き巣(会社)	10	10
	自動車盗	3	3
	自転車盗	1	1
	車上ねらい	6	6
	自販機あらし	4	4
	器物損壊	5	5
	その他	18	18
計	53	53	
交通事故	人身事故	27	27
	死者(人)	1	1
	負傷者(人)	32	32

累計は変動することがあります

<犯罪と交通事故は☎110>

毎日午後3時は玉村町の「防犯タイム」です。

毎月16日は「県民防犯の日」です。防犯に心がけましょう
伊勢崎警察署 ☎26-0110 玉村町交番 ☎65-2052

住民票と 印鑑証明

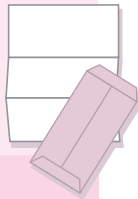
は、平日に電話で予約すると
休日に交付が受けられます。

本人または同じ世帯の家族の住民票と印鑑証明に限りです。

受付日時 月～金曜日午前8時30分～午後4時30分

交付方法 休日(土・日曜日、祝日)に来庁して、身分証明書を提示し、申請書に記入・押印して、手数料と引き換えに日直職員から受け取る。

印鑑証明の交付を受ける場合は印鑑登録証もお忘れなく。



問い合わせ先 住民課 ☎ 64-7701

月曜日は一部の窓口が午後7時まで

住民票の発行や税金の収納などの業務を、毎週月曜日(祝日の場合は翌日)は午後7時まで延長しています。

住民票の写し・戸籍の謄抄本・印鑑証明書の発行、印鑑登録住民課 ☎ 64-7701

町税・国民健康保険税の納入および納税相談

水道料金・下水道料金・保育料・町営住宅家賃・介護保険料などの納入(納入通知書を持参ください)

税務課収税室 ☎ 64-7704

平成19年度国民年金保険料のお知らせ

住民課国民年金係

☎(64)7702

平成19年4月から平成20年3月までの国民年金保険料は月額14,100円です。

平成19年度分の国民年金保険料納付書は、4月初めに社会保険庁から『国民年金保険料納付案内書』と一緒に送られます。

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる「前納制度」があります。

現金での納付を希望される場合は、『国民年金保険料納付案内書』についている「前納納付書」を使用して、納付書の使用期限までに納めてください。

1年分の保険料を前納すると3,000円が、6か月分の保険料を前納すると690円が、同じ月数の保険料を毎月納めた場合と比べて割引になります。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなつた場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

詳しくは、前橋社会保険事務所へお問い合わせください。
前橋社会保険事務所
☎027(231)1705

町民献血を実施

健康福祉課 ☎(64)7705

町民献血を実施します。

医師や看護師による問診などの事前チェックがあり、無理な採血はしませんので安心してお越しください。血液は長期保存ができず、医療の現場では常に新しい血液が必要とされています。

ぜひ地域の皆さんのご協力をお願いします。

期日 3月26日(月)

受付時間

午前9時30分～正午

午後1時～3時30分

場所 役場保健センター前

実施内容 200ml・400ml(全血のみ)

献血カードをお持ちの人は、当日必ず持参してください。

献血カードをお持ちでない人は、新しく発行しますので身分証明書の提示をお願いします。また、献血手帳をお持ちの人も、当日持参してください。



水底の光
小池真理子 著
文藝春秋

一般書のおすすめ

パレ・ロワイヤルの灯、真夜中の東京タワー、漆黒の闇に乱舞する螢、白い霧に溶けてゆく火花…。イルミネーションに託して、ひとりて生きる女たちの仄かなプライドを描いた短編集



いのちのおはなし
村上康成 絵
日野原重明 文
講談社

児童書のおすすめ

いのちは、どこにあると思いますか？ 友達同士で心臓の音を聞いて、生きていく証を確かめたら、今度はいのちについて考えてみよう。95歳の医師、日野原重明先生が小学校で行った「いのち」についての授業の絵本

絵本などのお話会

図書館では、毎週水曜日15:00から絵本の読み聞かせ(30分程度)を読み聞かせボランティアの皆さんと職員が交代で行っています。また、四季折々の読み聞かせを4月・7月・10月・12月に実施しています。

四季折々の読み聞かせ(4月分)を下記の日程で行いますのでぜひお出かけください。

日時 4月21日(土) 14:00～15:00

場所 町立図書館 学習室

内容

手遊び	ペープサート
エプロンシアター	紙しばい
大型紙しばい	パネルシアター
ブラックシアター	大型絵本

利用時間

平日 10:00～19:00

土・日曜日 10:00～17:00

3月の読み聞かせ

7日、14日、28日 15:00～(学習室)



3月の休館日

5日、12日、19日、21日、26日、29日

4月の休館日

2日、9日、16日、23日、30日

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンは粗大ごみとしては捨てられません!!

クリーンセンター ☎65-4343 65-6513
生活環境安全課 ☎64-7708 65-2592

平成13年4月1日から特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行され、クリーンセンターではテレビ〔ブラウン管式〕、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン（特定家電4品目）については引き取ることができません。

詳細については、小売店もしくは、家電リサイクル券センター（ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>、☎0120-319640）まで、お問い合わせください。

不法投棄は犯罪です!!

粗大ごみや建築廃材などの廃棄物を、河川などの公共の場所や空き地などの私有地に不法投棄する人が後を絶ちません。不法投棄を発見した場合には、クリーンセンターまたは役場生活環境安全課までご連絡ください。

不法投棄を行った場合、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。」（廃掃法第25条14号）という重い罰則が定められています。

今月の納税

国民健康保険税12期・介護保険料12期
町民県民税随時期
納期限は4月2日（月）です

納税に便利な口座振替をご利用ください
手続きは、町内各金融機関・農協・郵便局・役場
税務課等でできます。印・口座番号が必要です。
税務課（町税） ☎64-7704
健康福祉課（介護保険料） ☎64-7705

募集

事業モニターを募集します

玉村町文化振興財団

☎65(0)6000

財団の催し物について、ご意見を伺いする「事業モニター」を募集します。
募集内容 財団事業へのご意見をいただいたり、事業の広報活動のお手伝いをお願いするほか、数回程度会議へのご出席をお願いします。
（無報酬）
応募特典 財団主催事業など

を無料で鑑賞いただけます。

募集人員 20人（選考で決定）

応募資格 満20歳以上の町内在住者（全事業にご参加いただける人）

期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日（対象は平成19年度事業）

応募方法 住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・メールアドレスと財団の催し物などに対するご意見を記入してご応募ください（応募用紙は文化センター窓口にあります）

応募期限 3月25日（日）必着

応募先 〒370 1105 玉村町大字福島325

（財）玉村町文化振興財団事務

局財団モニター担当まで

EVENT INFORMATION

童謡とむかしばなしコンサート
お星さまの贈りもの

3月11日（日）午後2時開演
全自由席 1,000円 小学生以下 500円（2歳以上有料）*当日300円増

童謡 海、背くらべ、大きな古時計、あわてんぼうのサンタクロース

むかしばなし「ねずみの嫁入り」

宝塚OGが綴る、昔懐かしい童謡や思い出の曲、むかしばなしの朗読など音楽を想像するファミリーコンサート



好評発売中

平成19年度

「にしきのホールメンバーズ倶楽部」会員募集

新規1,500円 継続1,200円

チケットの先行予約、チケット料金の割引、コンサートの情報の案内などの特典あり。

受付中

夏木マリトークショー
〔夏木マリを探して〕

4月13日（金）午後6時30分開演
全指定席 2,000円 *未就学児入場不可

2006年度「カッコいい女性」ランキング第1位の彼女が提唱するかっこイイライフスタイル!

好評発売中

水森かおりコンサート

6月16日（土） 午後2時開演
午後5時30分開演
全指定席 4,500円（当日500円増）

“ご当地ソングの女王”水森かおりがついに『にしきのホール』に登場。

3/17（土）9:00より窓口発売開始

*電話予約は午後1時より受付開始（ただし窓口発売で完売の場合、電話予約はございません。）

EVENT INFORMATION
文化センター

（財）玉村町文化振興財団
☎65(0)6000
FAX 65-52000
（月曜休館）